

現予約システムの運用と新予約システムの運用との主な変更点

(令和7年5月23日現在)

	項目	これまでの手続(現予約システムの運用)	新予約システム移行後の手続
1	登録証の交付	登録証(カード)の交付	登録証(カード)は交付しない。 <u>利用者ID(利用者登録番号)の交付</u>
2	抽選による予約の申込方法	予約システム又ははがき(市民体育館の受付ポストに入れる)での申込み	<u>予約システムのみ</u> (希望者には、窓口で予約システムの操作説明)
3	抽選による予約の結果通知	予約システム又ははがきでの通知	<u>予約システムのみ(メール送信)</u>
4	抽選による予約の期間	利用日の属する月の前々月の15日から25日までの間	利用日の属する月の前々月の15日から25日までの間 <u>(変更なし)</u>
5	抽選により当選した方の利用申請書の提出の期限	抽選により当選した方が、当選の日から利用日の7日前の日までの期間内に、利用申請書の提出をしないときは、その方の抽選による予約は失効する。	抽選により当選をした方が、利用日の属する月の前々月の26日から <u>利用日の属する月の前月の4日までに利用料金を納付しないときは、抽選による予約は失効する。</u>
6	申請時の登録証の添付	申請書に登録証を添える	<u>利用者ID(利用者登録番号)の提示</u>
7	利用料金の支払い (ただし、夜間照明料金を除く。)	窓口現金払いのみ	① <u>システムによるキャッシュレス決済</u> ・ <u>クレジットカード決済(Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)</u> ・ <u>PayPay(準備中、準備完了しだい利用可)→令和7年5月21日から利用可</u> ※ <u>予約システムには、カード番号等は登録されません。支払いの都度、入力をお願いします。</u> ② 窓口現金払い
8	夜間照明料金の支払い	窓口現金払い	<u>上仲原公園管理事務所での利用日当日のシステムによるキャッシュレス決済又は現金払い</u>

9	抽選による予約の期間の後の抽選によらない貸切利用の予約	1 市内団体又は市民 対象施設：市民体育館、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、清原中央公園運動広場、上仲原公園テニスコート ① 窓口での抽選によらない貸切利用の予約は、利用日の属する月の前月の5日から利用日の7日前の日まで ② 予約システムを利用した抽選によらない貸切利用の予約は、利用日の属する月の前月の8日から利用日の7日前の日まで	1 市内団体又は市民 対象施設：市民体育館、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、清原中央公園運動広場、上仲原公園テニスコート <u>利用日の属する月の前月の5日から利用日（貸切利用の開始時刻）まで</u>
		2 市内団体以外の団体又は市民以外の個人 （1）対象施設：市民体育館、清原中央公園運動広場 利用日の属する月の前月の10日から利用日の7日前の日まで （2）対象施設：桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、上仲原公園テニスコート 利用日の7日前の日から利用日まで	2 市内団体以外の団体又は市民以外の個人 （1）対象施設：市民体育館、清原中央公園運動広場 <u>利用日の属する月の前月の10日から利用日（貸切利用の開始時刻）まで</u> （2）対象施設：桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、上仲原公園テニスコート <u>利用日の7日前の日から利用日（貸切利用の開始時刻）まで</u>
10	予約システムにより抽選によらない貸切利用の予約をした方の利用申請書の提出の期限	予約システムにより抽選によらない予約をした方が、抽選によらない予約をした日から7日以内の期間内に、利用申請書の提出をしないときは、その方の抽選によらない予約は失効する。	予約システムで利用申請書を提出した場合（予約をした場合）において、<u>提出した日（予約をした日）から起算して3日以内（ただし、利用日の貸切利用の開始時刻までに限る。）</u>に利用料金を納付しないときは、利用申請書の提出（予約）は失効する。

11	利用承認書の提示	利用者は、施設等を利用するときは、利用承認書を係員に提示しなければならない。	利用者は、施設等を利用するときは、 <u>利用者において利用承認書を印刷して、係員に提示しなければならない。ただし、スマートフォンを使用してデータの提示でも可（運用）</u>
12	利用料金の減額又は免除の手続	窓口受付のみ	窓口受付のみ <u>（変更なし）</u>
13	体育施設等の貸切利用の利用限度	利用限度 ① 市民：上仲原公園テニスコート 1日1単位、平日は週2単位、土曜日、日曜日及び休日は月1単位とする。	利用限度 ① 市民：上仲原公園テニスコート 1日1単位、 <u>平日は月8単位</u> 、土曜日、日曜日及び休日は月1単位とし、 <u>かつ、週3単位とする。</u>
		② 市内団体：市民体育館 1日1単位、平日は週2単位、土曜日、日曜日及び休日は月2単位とする。	② 市内団体：市民体育館 1日1単位、 <u>平日は月8単位</u> 、土曜日、日曜日及び休日は月2単位とし、 <u>かつ、週3単位とする。</u>
		③ 市内団体：桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）及び清原中央公園運動広場 1日1単位、平日は週2単位、土曜日、日曜日及び休日は月1単位とする。	③ 市内団体：桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）及び清原中央公園運動広場 1日1単位、 <u>平日は月8単位</u> 、土曜日、日曜日及び休日は月1単位とし、 <u>かつ、週3単位とする。</u>
		④ 市内団体以外の団体：市民体育館 1日1単位、平日は週2単位、土曜日、日曜日及び休日は月2単位とする。	④ 市内団体以外の団体：市民体育館 1日1単位、 <u>平日は月8単位</u> 、土曜日、日曜日及び休日は月2単位とし、 <u>かつ、週3単位とする。</u>
		⑤ 市内団体以外の団体：清原中央公園運動広場 1日1単位、平日は週2単位、土曜日、日曜日及び休日は月1単位とする。	⑤ 市内団体以外の団体：清原中央公園運動広場 1日1単位、 <u>平日は月8単位</u> 、土曜日、日曜日及び休日は月1単位とし、 <u>かつ、週3単位とする。</u>
		⑥ 市民以外の個人：上仲原公園テニスコート 市内団体以外の団体：桜が丘市民広場及び上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。） 利用日の7日前の日から利用日までにおいて空いている場合には利用の限度はない。	⑥ 市民以外の個人：上仲原公園テニスコート 市内団体以外の団体：桜が丘市民広場及び上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。） 利用日の7日前の日から利用日までにおいて空いている場合には利用の限度はない。 <u>（変更なし）</u>

14	利用限度の解除	対象施設：市民体育館、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、清原中央公園運動広場、上仲原公園テニスコート 利用日の7日前の日から利用日までにおいて空いている場合には利用の限度はない。	対象施設：市民体育館、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）、清原中央公園運動広場、上仲原公園テニスコート 利用日の7日前の日から利用日までにおいて空いている場合には利用の限度はない。<u>（変更なし）</u>
----	---------	---	--